# 徳島県報

発行者　徳島県
発行所　徳島県監察局
法制文書課

定期第８５号　令和元年９月１９日発行


目　　次

【告示】


| 番号 | 表題 | 担当課名 |
|---|---|---|
| ３８４ | 利用料金の額の変更を承認した件 | 保健福祉政策課 |
| ３８５ | 同 | 障がい福祉課<br>障がい者活躍推進室 |
| ３８６ | 土地改良区の定款の変更を認可した件 | 農林水産基盤整備局<br>農山漁村振興課 |

# 徳島県告示第三百八十四号

徳島県立総合福祉センターの設置及び管理に関する条例（昭和五十八年徳島県条例第三十二号）第十一条第二項の規定に基づき、徳島県立総合福祉センターの利用料金の額の変更について次のとおり承認したので、同条第三項の規定により告示する。

令和元年九月十九日

徳島県知事　飯　泉　嘉　門

一　施設の利用料金の額

| 区分 | 利用料金の額 | | |
|---|---|---|---|
| | 午前（午前九時から正午まで） | 午後（午後一時から午後五時まで） | 夜間（午後六時から午後九時まで） |
| 一〇一会議室 | 一、六七〇円 | 二、五〇〇円 | 二、〇七〇円 |
| 一〇二会議室（和室） | 一、五六〇円 | 二、〇八〇円 | 一、六九〇円 |
| 二〇一会議室 | 九三〇円 | 一、四五〇円 | 一、二一〇円 |
| 二〇二会議室 | 九三〇円 | 一、三五〇円 | 一、一二〇円 |
| 二〇三会議室 | 一、四五〇円 | 二、〇八〇円 | 一、七八〇円 |
| 二〇四会議室（和室） | 一、三五〇円 | 一、六七〇円 | 一、四〇〇円 |
| 二〇五会議室（和室） | 一、三五〇円 | 一、六七〇円 | 一、四〇〇円 |
| 三〇一会議室 | 一、九八〇円 | 二、八二〇円 | 二、四三〇円 |
| 四〇一会議室 | 五、〇二〇円 | 六、七〇〇円 | 五、四六〇円 |
| 四〇二会議室 | 一、四五〇円 | 二、〇八〇円 | 一、七八〇円 |
| 五〇一会議室（和室） | 一、七七〇円 | 二、三〇〇円 | 一、八七〇円 |
| 視聴覚室 | 三、一三〇円 | 四、四〇〇円 | 三、五七〇円 |
| ホール | 一四、七六〇円 | 一九、六八〇円 | 一六、二〇〇円 |

備考

1　午前から午後まで、午後から夜間まで又は午前から夜間まで引き続き利用する場合の利用料金の額は、この表の区分に応じたそれぞれの利用料金の額を加えて得た額とする。

2　営利又は営業のための宣伝その他これらに類する目的で利用する場合の利用料金の額は、この表及び前項の規定にかかわらず、同表の区分に応じた利用料金の額又は同項の規定により算出した利用料金の額に百分の五百を乗じて得た額とする。

二　用具の利用料金の額

| 区分 | 単位 | 利用料金の額 | | |
|---|---|---|---|---|
| | | 午前（午前九時から正午まで） | 午後（午後一時から午後五時まで） | 夜間（午後六時から午後九時まで） |
| 映写機（一六ミリ） | 一台 | 一、八八〇円 | 一、八八〇円 | 九四〇円 |
| 映写機（八ミリ） | 一台 | 七三〇円 | 七三〇円 | 三六〇円 |
| スライド映写機 | 一台 | 七三〇円 | 七三〇円 | 三六〇円 |
| マイク | 一本 | 五一〇円 | 五一〇円 | 二五〇円 |
| ワイヤレスマイク | 一本 | 一、三五〇円 | 一、三五〇円 | 六七〇円 |
| ビデオ再生装置 | 一台 | 二、〇八〇円 | 二、〇八〇円 | 一、〇四〇円 |
| オーバーヘッドプロジェクター | 一台 | 六二〇円 | 六二〇円 | 三一〇円 |
| 実物投影機 | 一台 | 一、四五〇円 | 一、四五〇円 | 七二〇円 |

備考　営利又は営業のための宣伝その他これらに類する目的で利用する場合の利用料金の額は、この表の規定にかかわらず、同表の区分に応じた利用料金の額に百分の五百を乗じて得た額とする。

三　適用開始年月日

令和元年十月一日

# 徳島県告示第三百八十五号

徳島県立障がい者交流プラザの設置及び管理に関する条例（平成十七年徳島県条例第七十四号）第十二条第二項の規定に基づき、障がい者交流センター及び障がい者スポーツセンターの利用料金の額の変更について次のとおり承認したので、同条第三項の規定により告示する。

令和元年九月十九日

徳島県知事　飯　泉　嘉　門

一　施設の利用料金の額

その一

| 区分 | | 利用料金の額 | | |
|---|---|---|---|---|
| | | 午前（午前九時から正午まで） | 午後（午後一時から午後五時まで） | 夜間（午後六時から午後九時まで） |
| 交流センター | 研修室 | 九、三二〇円 | 一二、三六〇円 | 五、六〇〇円 |
| | 会議室 | 一、六七〇円 | 二、二〇〇円 | 九九〇円 |
| | 調理実習室 | 一、九九〇円 | 二、六一〇円 | 一、一五〇円 |
| | プレイルーム | 七三〇円 | 九四〇円 | 四一〇円 |
| | アートワークルーム | 二、九三〇円 | 三、八七〇円 | 一、七二〇円 |
| | ＯＡ研修室 | 五、二三〇円 | 六、九一〇円 | 三、〇九〇円 |
| スポーツセンター | 体育館 | 六、五二〇円 | 八、一六〇円 | 七、八六〇円 |

その二

| 区分 | | | 基本料金 | 超過料金 |
|---|---|---|---|---|
| 交流センター | 盲人卓球室 | | 五二〇円 | 二六〇円 |
| スポーツセンター | 温水プール | 小学校の児童及びこれに準ずる者 | 三一〇円 | 一五〇円 |
| | | 中学校の生徒及びこれに準ずる者 | 五二〇円 | 二五〇円 |
| | | その他の者（学齢に達しない者を除く。） | 六二〇円 | 三〇〇円 |

その三

| 区分 | | 利用料金の額 |
|---|---|---|
| スポーツセンター | トレーニング室 | 中学校の生徒及びこれに準ずる者 | 一回当たり　四一〇円 |
| | | その他の者（小学校の児童及びこれに準ずる者並びに学齢に達しない者を除く。） | 一回当たり　五二〇円 |

その四

| 区分 | | 利用料金の額 |
|---|---|---|
| スポーツセンター | 温水プール回数券（利用十一回分） | 小学校の児童及びこれに準ずる者 | 三、一〇〇円 |
| | | 中学校の生徒及びこれに準ずる者 | 五、二〇〇円 |
| | | その他の者（学齢に達しない者を除く。） | 六、二〇〇円 |
| | トレーニング室回数券（利用十一回分） | 中学校の生徒及びこれに準ずる者 | 四、一〇〇円 |
| | | その他の者（小学校の児童及びこれに準ずる者並びに学齢に達しない者を除く。） | 五、二〇〇円 |
| | 温水プール及びトレーニング室共通利用券 | 中学校の生徒及びこれに準ずる者 | 七四〇円 |
| | | その他の者（小学校の児童及びこれに準ずる者 | 九〇〇円 |

| | | |
|---|---|---|
| | 並びに学齢に達しない者を除く。） | |

備考

1　午前から午後まで、午後から夜間まで又は午前から夜間まで引き続き利用する場合の利用料金の額は、この表の区分に応じたそれぞれの利用料金の額を加えて得た額とする。

2　研修室及び体育館の床面積の二分の一以下を利用する場合の利用料金の額は、この表の区分に応じたそれぞれの利用料金の額に百分の五十を乗じて得た額とする。

3　その二の表において「基本料金」とは入場した時から二時間までの利用についての利用料金の額をいい、「超過料金」とは当該二時間を超える時間に係る利用についての一時間ごとの利用料金の額をいう。この場合において、当該超えた時間に一時間未満の端数が生じたときは、当該端数は一時間として計算する。

4　その二の表において、入場及び退場をともにする二十人以上の集団であって引率者のあるものが利用する場合の利用料金の額は、この表の区分に応じたそれぞれの利用料金の額に百分の八十を乗じて得た額とする。

5　その二の表において、午後六時から午後九時までの間に盲人卓球室を利用する場合の利用料金の額は、この表、前二項及び第七項の規定にかかわらず、同表の区分に応じた利用料金の額又は前二項若しくは第七項の規定により算出した利用料金の額に百分の五十を乗じて得た額（その額に十円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

6　その二の表において、温水プールを専用して利用する場合の利用料金の額は、同表、第三項及び第四項の規定により算出した額に一コース一時間（一時間未満の端数は、一時間として計算する。）につき千二十円を加算して得た額とする。この場合において、当該コースを二人以上の者が専用して利用するときの当該加算に係る額の計算については、これらの者を一人とみなしてするものとする。

7　営利又は営業のための宣伝その他これらに類する目的で利用する場合の利用料金の額は、この表及び前各項の規定にかかわらず、同表の区分に応じた利用料金の額又は前各項の規定により算出した利用料金の額に百分の五百を乗じて得た額とする。

二　用具の利用料金の額

その一

| 区分 | 単位（一回につき） | 利用料金の額 |
|---|---|---|
| ビデオプロジェクター | 一台 | 五、〇二〇円 |
| 移動式ビデオプロジェクター | 一台 | 三、五六〇円 |
| オーバーヘッドプロジェクター | 一台 | 七三〇円 |
| ビデオ再生装置 | 一式 | 二、〇九〇円 |

その二

| 区分 | | 単位（一時間につき） | 利用料金の額 |
|---|---|---|---|
| 交流センター | デジタルビデオディスクプレーヤー | 一式 | 一、六七〇円 |
| | ミニディスクプレーヤー | 一式 | 八三〇円 |
| | コンパクトディスクプレーヤー | 一式 | 八三〇円 |
| | マイク | 一本 | 七三〇円 |
| | ワイヤレスマイク | 一本 | 一、二五〇円 |
| | ワイヤレスマイク（タイピン型） | 一本 | 一、二五〇円 |
| | 演台 | 一台 | 七三〇円 |
| | 司会者台 | 一台 | 三一〇円 |
| | 花台 | 一台 | 三一〇円 |
| | 展示用パネル | 一枚 | 一〇〇円 |
| スポーツセンター | ミニディスクプレーヤー | 一式 | 八三〇円 |
| | コンパクトディスクプレーヤー | 一式 | 八三〇円 |
| | マイク | 一本 | 七三〇円 |
| | ワイヤレスマイク | 一本 | 一、二五〇円 |
| | ワイヤレスマイク（タイピン型） | 一本 | 一、二五〇円 |
| | 演台 | 一台 | 七三〇円 |
| | 司会者台 | 一台 | 三一〇円 |
| | 花台 | 一台 | 三一〇円 |
| | ワイヤレスマイク | 一本 | 四一〇円 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| スポーツセンター | （ヘッドセット型） | | |

備考

1　その一の表において「一回」とは、午前九時から正午まで、午後一時から午後五時まで又は午後六時から午後九時までの間のそれぞれの利用をいう。

2　営利又は営業のための宣伝その他これらに類する目的で利用する場合の利用料金の額は、この表の規定にかかわらず、同表の区分に応じた利用料金の額に百分の五百を乗じて得た額とする。

3　午後六時から午後九時までの間に交流センターの用具を利用する場合の利用料金の額は、この表及び前項の規定にかかわらず、同表の区分に応じた利用料金の額又は同項の規定により算出した利用料金の額に百分の五十を乗じて得た額（その額に十円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

三　適用開始年月日

令和元年十月一日

# 徳島県告示第三百八十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和元年九月十九日

徳島県知事　飯　泉　嘉　門

| 土地改良区の事務所の所在地及び名称 | 認可年月日 |
| --- | --- |
| 板野郡藍住町<br>中島用水土地改良区 | 令和元年七月十一日 |